

(別添)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日 障精第16号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>○精神科病院に対する指導監督等の徹底について （平成10年3月3日） （障精第16号） （各都道府県各指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知） 一部改正 障精発第0929003号 平成18年9月29日 障精発第1222001号 平成18年12月22日 障精発第0526002号 平成20年5月26日 障精発0329第12号 平成25年3月29日 障精発0314第1号 平成26年3月14日 <u>障精発0113第1号</u> <u>令和3年1月13日</u></p>	<p>○精神科病院に対する指導監督等の徹底について （平成10年3月3日） （障精第16号） （各都道府県各指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知） 一部改正 障精発第0929003号 平成18年9月29日 障精発第1222001号 平成18年12月22日 障精発第0526002号 平成20年5月26日 障精発0329第12号 平成25年3月29日 障精発0314第1号 平成26年3月14日</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>記</p> <p>1 実地指導の指導項目について （1）～（14） （略） （15） 入院患者等のその他の<u>処遇</u>について ア 入院患者に対し、<u>法に基づかない行動制限又は暴行を加える等の虐待等により</u>人権を侵害している等の事実はないか。 イ～サ （略） （16） （略）</p>	<p>記</p> <p>1 実地指導の指導項目について （1）～（14） （略） （15） 入院患者等のその他の<u>処遇</u>について ア 入院患者に対し、<u>暴行を加えて人権を侵害している等の事実はないか。</u> イ～サ （略） （16） （略）</p>